

# 区の災害対策の取組状況について

## 主な修正項目

- 1 災害対策本部体制
- 2 地域における防災意識のさらなる向上
- 3 学校防災活動拠点体制
- 4 都市防災力の向上
- 5 情報伝達体制
- 6 避難所の環境改善、感染症対策
- 7 災害時医療体制
- 8 物流及び受援体制
- 9 要配慮者・福祉避難所対策
- 10 外国人の災害対応力強化
- 11 帰宅困難者対策
- 12 被災者支援体制
- 13 災害廃棄物対策
- 14 風水害対策

# 1 災害対策本部体制

## ○ 災害対策本部事務局の拡充

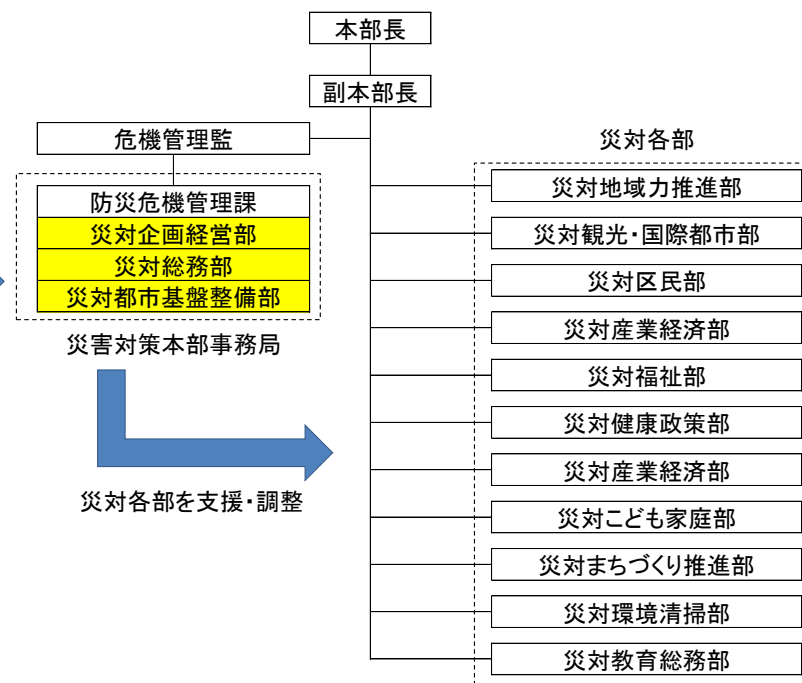
令和元年東日本台風（台風第19号）の際、全庁の総合調整機能が不十分であったことから、**事務局拡充による総合調整機能を強靱化**。

災害対策本部事務局として、防災危機管理課に加えて、**災対企画経営部**、**災対総務部**、**災対都市基盤整備部**（水害時のみ）を追加編入した。

before



after



# ○ 災害時の区民向け対応窓口

災害時の区民向け対応窓口について、フェーズごとに対応する所管と各窓口の役割を整理した。今後は実効性を伴うさらなる体制整備を進めていく。

役割・対応内容	設置場所	開設所管	発災直後～ 6時間	超急性期 6～72時間	急性期 72時間～ 1週間	亜急性期 1週間～ 1ヶ月	慢性期 1～3ヶ月	中長期 3ヶ月以降	
			フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	
災害対策本部問合せ (コールセンター)	本庁舎5階	災対 企画 経営部	→						
被災者総合相談窓口	本庁舎2階				→			→	
罹災証明書 使用案内窓口	罹災証明書 発行会場 (本庁舎+4会場)	災対 地域力 推進部				→			→
臨時被災者相談窓口	激甚被災地						→		

※ フェーズは目安

# 2 地域における防災意識のさらなる向上

## ○ マイ・タイムラインの普及促進

マイ・タイムライン講習会やマイ・タイムライン作成支援動画『つくろう！マイ・タイムライン』を大田区チャンネル（YouTube）で活用して、マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）の作成を促進します。



## ○ 各種普及啓発チラシの配布



ハザードマップ等全戸配布（令和2年度）



土砂災害（特別）警戒区域等へのポスティング

# ○ 男女共同参画の視点を踏まえた防災意識の啓発

大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」において、防災に係る講座や展示を実施し、男女共同参画の視点による防災の考え方について啓発している。

## ※ 令和3年度実績

### <展示事業>

**写真パネル展** 入場無料

東日本大震災から10年  
**パンジー**  
~あの日生まれたもの~

あの日から10年を迎えました。震災から復興への女性たちの思いを言葉で紡ぎ、写真で繋げます。「どうか忘れなくて」が、いっぱい詰まった写真です。この展示をとおして、もう一度勇気と行動の女性たちと仲よく語り合ってみてください。

会場: エセナおおた 1階展示コーナー

**6/1(火)~30(水)**

エセナおおた  
1階展示コーナー

【主催・問合せ先】  
大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」  
大田区大森北 4-16-4 ☎03-3766-4586

2021

### <防災セミナー>

視点を変えると見えてくる  
**私の防災力アップ** 講座

災害に強い地域を作るため、日常生活から防災について考えてみませんか。日々の暮らしにもすぐに役立つ防災・減災の知恵を学びます。

**9月18日(土) 10:00~12:00**

大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」  
丹羽麻子さん(国立女性学術会議 専門技師、防災専門社会福祉士)

● 対象: 大田区在住・在勤・在学の方 ● 申込締切: 9月15日(水)  
● 定員: 30名(申込多数の場合は抽選) ● 参加費: 無料  
● 申込先: WE目録またはFAXでお申し込みのうえお申し込みください。  
①「防災力アップ講座」 ②住所 ③性別 ④フリガナ ⑤年齢 ⑥電話番号  
⑦お申し込みの住所(おのりがない、年齢(既婚)、PCメールアドレス、またはFAX番号)

● 費 用: 1歳以上小学生までの子どもを1名までお連れいただけます。(お申し込み1人1日500円)  
\*お申し込みよりオンライン開催(Zoom 利用)となる場合がございます。

【会場・申込み・問合せ先】  
大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」 大田区大森北 4-16-4  
☎: 03-3766-4586 FAX: 03-3764-0004 HP: <https://www.esena.or.jp/>

2021

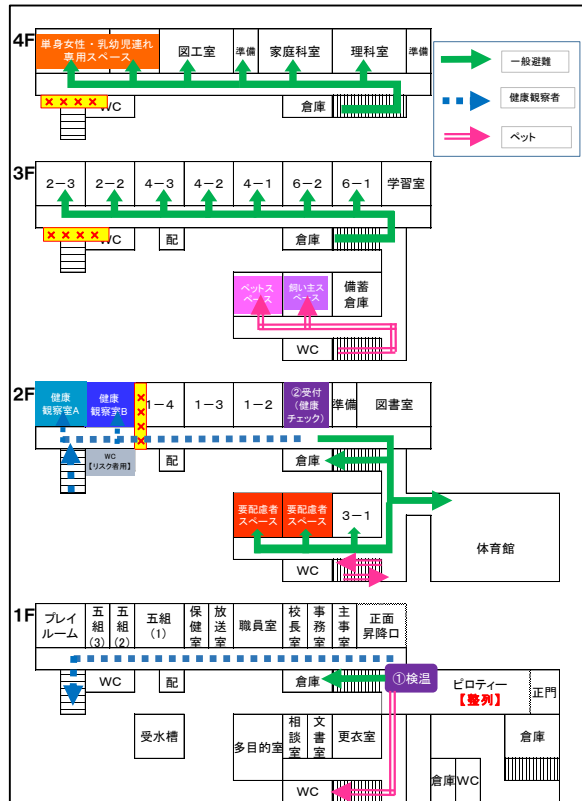
### <常設展示>



# 3 学校防災活動拠点体制

## ○ 水害時緊急避難場所の運営体制の整備

- ① 震災時と同様、**学校防災活動拠点組織の協力を得た運営体制**の整備
- ② 受付での検温・問診の実施や健康観察室の設置による**感染拡大防止策**
- ③ **要配慮者スペース**等を設置し、拠点配置職員他、福祉部からも職員を配置



↑ 感染症対策を踏まえた施設使用計画の例



↑ 感染症対策や要配慮者対応を考慮した訓練の様子

水害時緊急避難場所 要配慮者ヒアリングシート

このシートは、避難準備を促すうえで、要配慮者の状態を確認し避難するためのヒアリングシートです。お手紙ですが、以下の項目に必要事項をご記入ください。

記入日	姓	名	氏名	連絡先
氏名			性別	男/女
住所	大田区		出身	東京都
身体障害者手帳			障	別紙欄参照
作業時間	朝 11:00		夜	18:00
職業	無職		所属している施設	無
お住まいの市町村	大田区		連絡先	03-XXXX-XXXX
家族構成	（家族構成）			
病状・障害等の詳細	（お病状・障害）			
<p>※日常生活の様子についてお聞きします。該当する口印をつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 歩行、食事、着替えなどにおいて介助を要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 突然、動き回ったり大声をだすことがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 聴覚障がいがあり、情報収集等に困難を伴う。</p> <p><input type="checkbox"/> その他、避難生活時に不安なことがありましたら、ご記入ください。</p>				
避難生活時の介助人	氏名		連絡先	
その他	氏名		連絡先	

↑ 要配慮者対応のための水害時緊急避難場所要配慮者ヒアリングシート (令和2年度)

## 4 都市防災力の向上

### ○ 倒れない・燃えないまちづくりの推進

#### 1 倒れない・燃えないまちづくりにおける中小企業支援

##### (1) 木造住宅除却工事助成制度の拡充【倒れないまちづくり】

耐震性が不足する老朽木造住宅を除却する費用の一部を助成

除却前



除却後



##### (2) 不燃化特区制度を活用した建替え助成制度の見直し【燃えないまちづくり】

不燃化特区内において耐火性の高い住宅への建替え費用の一部を助成

⇒ 上記制度について中小企業を利用した場合、助成限度額の引き上げを実施。



## 2 住宅市街地総合整備事業の推進

木造住宅が密集し、延焼可能性の危険性が高い羽田地区にて  
以下の整備事業を推進

- (1) 避難路となる3本の重点整備事業の拡幅整備
- (2) 老朽空き家の所有者への出張相談による除却の推進



羽田地区 重点整備路線の整備イメージ

## 3 その他の助成事業

- (1) ブロック塀等改修工事助成事業（令和5年3月末まで）

ブロック塀や万年塀等の撤去及び撤去後のフェンスの設置に対して助成

※区内中小企業を利用した場合のみ

※令和3年4月より通学道路及び特定緊急輸送道路沿いのブロック塀等のみ

- (2) がけ等整備工事助成事業（令和4年3月末まで）

がけ等の整備費用を助成。平成29年度より規模の大きながけ等の助成額を大幅に拡充

# ○ 大田区無電柱化推進計画

## 1 現況

蒲田駅、大森駅などの駅周辺及び都市計画道路等を中心に事業を推進し、**令和2年度末時点で区道約777kmのうち約1.7%にあたる13.5kmの無電柱化を実施**した。

## 2 計画目標

- (1) 都市防災機能の強化
- (2) 安全で快適な歩行空間の確保
- (3) 良好な都市景観の創出

## 3 事業計画

今後10年間で優先的に無電柱化を推進する路線は以下のとおり。

### (1) 無電柱化を事業中の道路

都市計画道路（補助27号、38号、43号、44号、区画街路1号、4号、5号、6号）、主要区道30号、94号の事業完了を図る。

### (2) 整備予定の都市計画道路

都市計画道路の整備方針（第四次事業計画）に定められる道路（補助34号、43号、44号）の整備のための測量・調査等への着手を図る。

### (3) 優先整備路線

主要区道23号線の無電柱化実施のための調査等への着手を図る。



## 5 情報伝達体制

### ○ 情報通信体制の再構築

区に最適な効果的かつ長期的に運用可能な情報通信体制の再構築を目的に、「大田区災害時情報通信システム基本計画書」を策定した。本計画書で取りまとめた各システムの整備方針をもとに、災害対策本部運営の効率化及び区民への適時適切な情報発信のための整備を進めている。

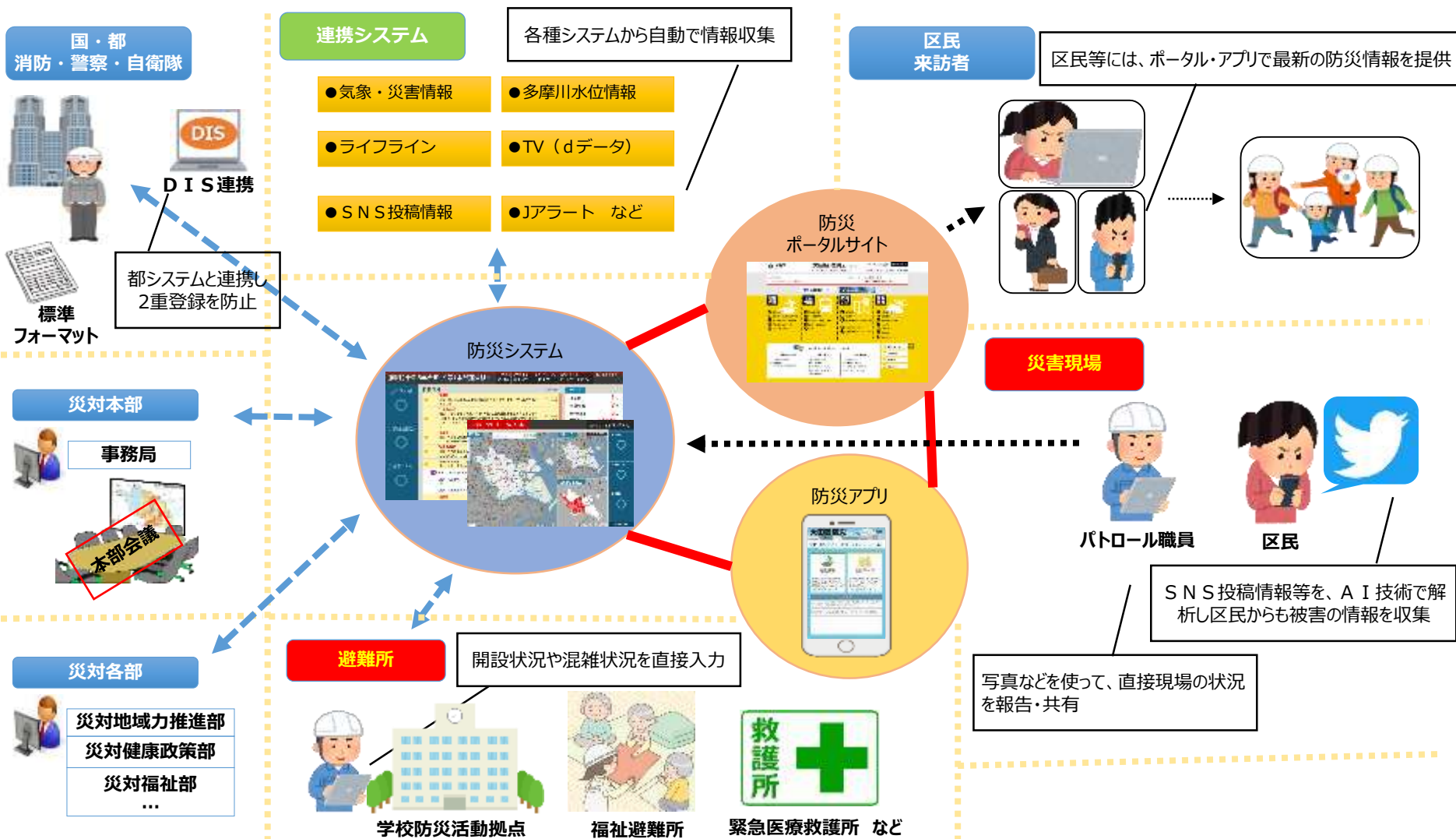
#### 整備システムと概要

- (1) 災害情報を一元的に管理・運用する総合的な防災情報システムの導入
- (2) 災害対策本部室の円滑な情報共有・意思決定を支援する映像・音響システムの更改
- (3) 通信技術の進展による課題に対応するデジタル移動系無線の代替手段への更改

	総合防災情報システム	映像・音響システム	デジタル移動系無線
令和 2年度	実施計画書作成		
	システム構築		
令和 3年度	運用開始	システム更改	代替手段の決定
令和 4年度			代替手段への更改

# 大田区総合防災情報システムの導入による情報伝達体制の全体像

※令和3年度運用開始



## 6 避難所の環境改善、感染症対策

### ○ 多様な避難者に対応可能な備蓄物品の配備

避難所における要配慮者対応や感染症対策等を踏まえ、多様な避難者に対応可能な備蓄物品を配備している。



↑段ボールベッド（令和2年度配備）  
床からの立ち上がり等の負担軽減。



↑簡易マルチルーム（令和2年度配備）  
健康観察者用として使用。

※その他、平成29年度から5か年計画でジョイントマット・ブルーシートを配備。

令和元年度に自動ラップトイレを配備。

## ○ 避難所（91か所）整備の推進

区立小中学校等の建替え計画と合わせて、避難所における熱中症対策のための空調設備の整備や、要配慮者対応を踏まえたバリアフリーの整備を推進する。

また、浸水対策を踏まえた備蓄倉庫の上階への移設についても併せて進めていく。

### 現在の整備状況

障がい用トイレ… 30施設 / 91施設

冷房施設（体育館）… 73施設 / 91施設

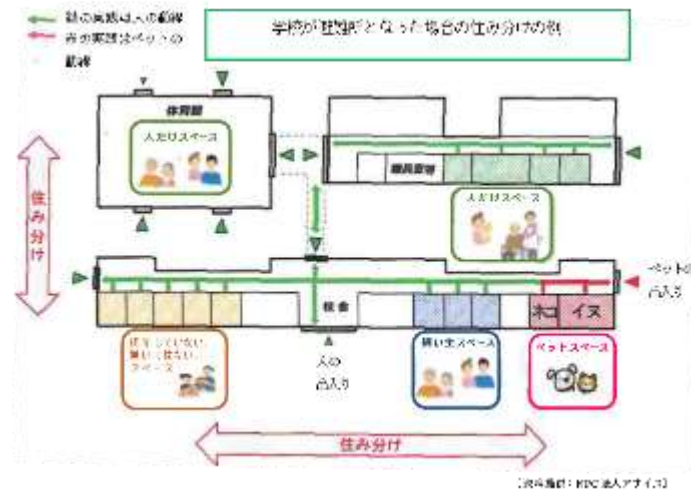
エレベーター … 15施設 / 91施設

※小中学校の冷房施設は令和3年度末に設置完了予定

## ○ ペットの同行避難対策

令和2年度に「大田区ペットの災害対策ガイドライン」を改訂した。

これを踏まえ、各避難所内に水害時でも屋根のあるところでペットが避難できる場所を確保するなどの対策を進めている。



## 7 災害時医療体制

### ○あらゆる災害を考慮した多面的な災害時医療体制の構築

風水害や感染症対策も踏まえ、医療機関等との連携・協力体制を強化するとともに、公衆衛生や精神医療に係る体制を整備する。

#### 1 浸水被害や感染症対策を考慮した災害時医療救護活動の検討

(1) 区内26病院と、災害時グループウェアを使用した情報伝達訓練を実施

【訓練実績】

令和3年度：水害時想定（7月13日実施）

令和2年度：水害時想定1回、震災時想定2回

(2) 大田区災害医療連携会議で感染症対策を考慮した緊急医療救護所の運営方法を検討予定

(3) 感染症対策物品を緊急医療救護所用物品として備蓄予定（令和3年度）

## 2 災害時の公衆衛生活動及び精神医療体制の具体化

- (1) 保健師及び栄養士等の避難所巡回方法を具体化予定
- (2) 「避難所生活に係る健康支援カード」を作成  
避難所における健康管理や公衆衛生についてポイントをまとめたもの。  
各特別出張所に配布し、避難所への備蓄や訓練での活用を依頼した。
- (3) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の受入体制を検討予定

### ○大森駅周辺の災害時医療救護体制の再構築

令和2年12月に安田病院廃院、令和3年2月に牧田総合病院が大森北から西蒲田へ移転  
→大森駅周辺に緊急医療救護所を開設する病院がなくなるため、災害時医療体制の整備を検討

#### 対応状況

令和3年6月に大田区災害医療連携会議（救護所作業部会）を開催し、大森駅周辺に軽症者救護所を設置する方向性を確認した。

現在関係機関と調整中であり、年内に大森駅周辺の災害時医療救護体制決定予定。



## 8 物流及び受援体制

### ○ 救援物資の備蓄及び輸送

#### 備蓄の現状

- 【食糧】 学校備蓄倉庫に食糧2,000人の1日分を備蓄  
都及び区備蓄倉庫に想定被災者約23万人の2日分を備蓄
- 【飲料水】 学校受水槽（91カ所）、給水栓（126カ所）、応急給水拠点（10カ所）
- 【寝具等】 学校備蓄倉庫に毛布1500枚、区備蓄倉庫に予備（約9万枚）を備蓄  
日用品は想定避難者（約23万人）3日分を学校防災備蓄倉庫等に備蓄
- 【トイレ】 災害用トイレ（貯留式、マンホール式、簡易式等）1コ以上／避難者50人

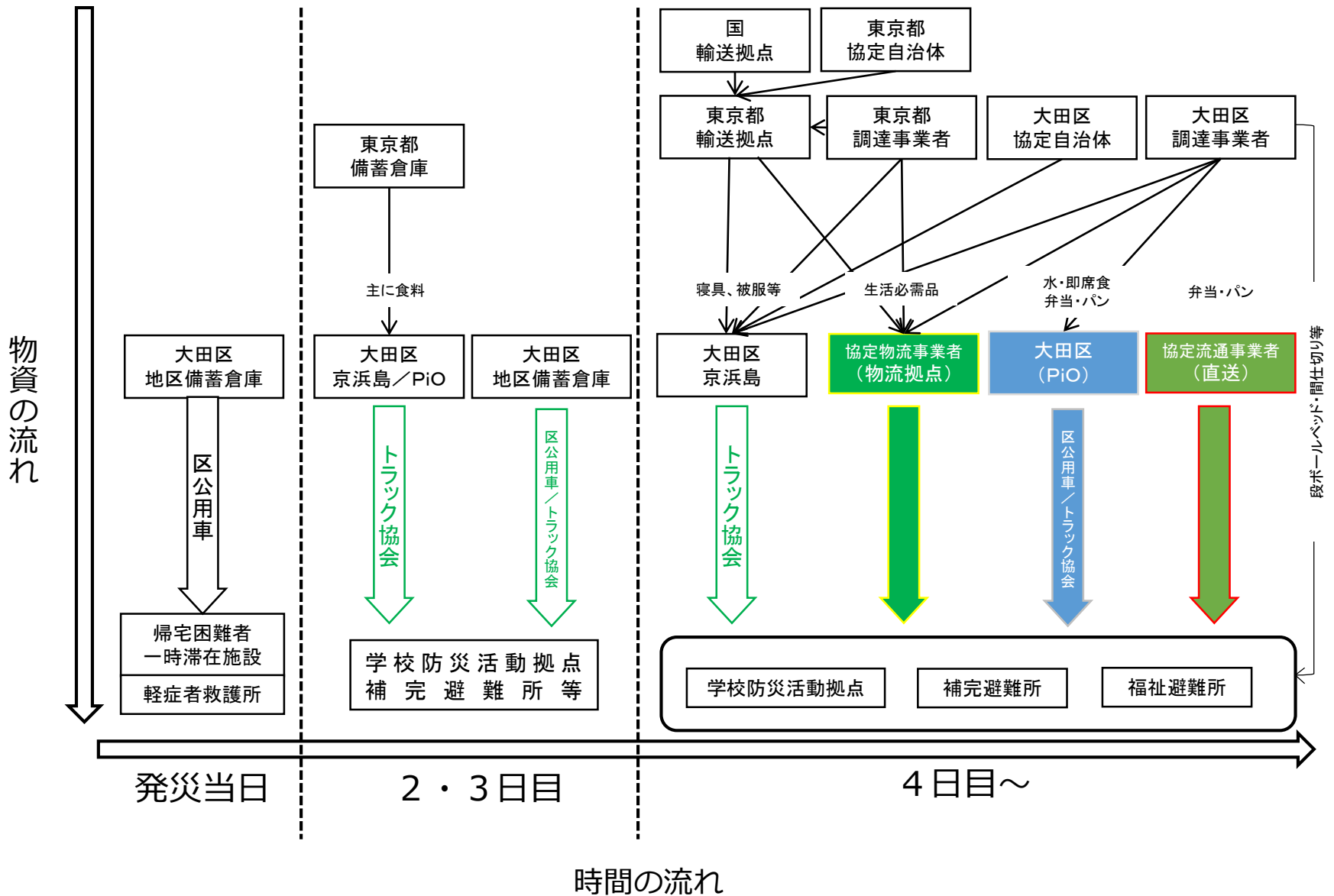
#### 備蓄倉庫等

- 【備蓄倉庫】 学校防災備蓄倉庫（91カ所）は各64m<sup>2</sup>基準（教室1コ分）  
地区備蓄倉庫（42カ所）は、合計4,037m<sup>2</sup>
- 【物資集積地】 京浜島備蓄倉庫（施設1,941m<sup>2</sup>、敷地6,975m<sup>2</sup>）：主となる物資集積地  
大田産業プラザ1階展示室（1,600m<sup>2</sup>）：京浜島備蓄倉庫を補完  
大森スポーツセンター（3,125m<sup>2</sup>）：同上  
**区の物資集積場に加え協定事業者の物流拠点を活用**

#### 物資輸送

- 国や都などへの救援物資の要請、輸送調整、救援物資の在庫管理については、「災害時物流システム」を使用する。
- 民間事業者の協力のもと輸送調整、荷役、在庫管理を実施する体制を整備する。
- 陸上輸送を補完するため、水上輸送ルート活用する。

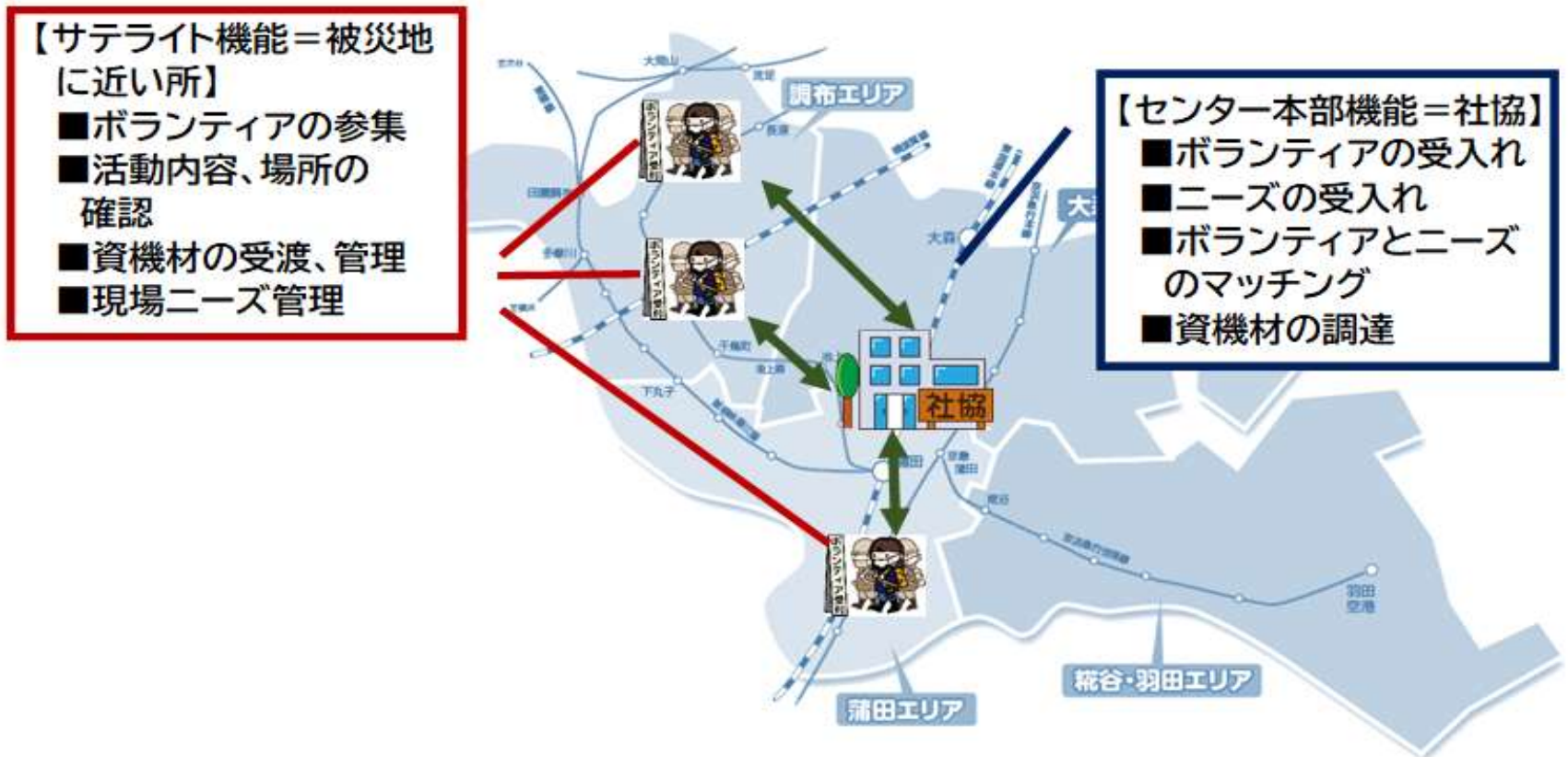
# ○ 災害時物資輸送計画の基本構想



# ○ 大田区災害ボランティアセンターの運営

区の災害応急対策における一般の災害ボランティア等支援に係る総合調整は、区と大田区社会福祉協議会が連携して行う。

災害ボランティアの活動に当たっては、災害ボランティアセンターの本部を大田区社会福祉協議会内に、サテライトを被災地に近い活動拠点に設置する。



# 9-1 要配慮者（高齢者・障がい者）・福祉避難所対策

## 【大田区の現状】

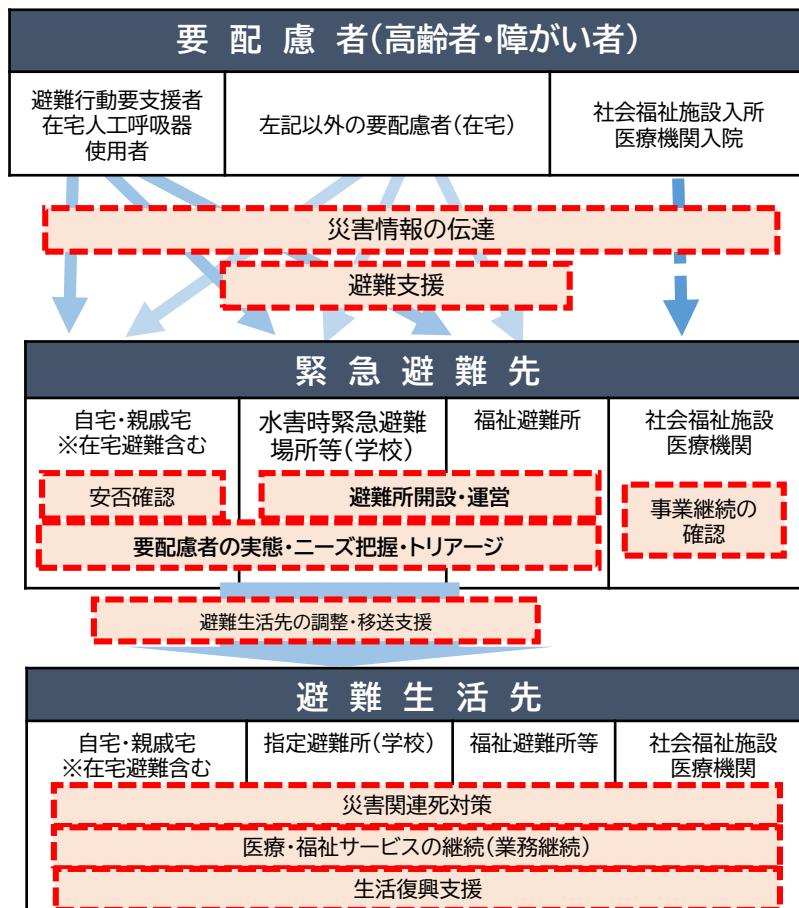
避難行動要支援者数・・・約18,000人

## 【避難先の方針】

福祉避難所の収容力を考慮し、次の通りとする。

避難先	対象者
①福祉避難所	重い障がいのある方や要介護度の高い高齢者など、学校等避難所で避難生活を送ることが極めて難しい方
②要配慮者スペース	①以外で、指定避難所等（91か所）の一般スペースで過ごすことができない方
③一般スペース	①②以外の方

## 【要配慮者(高齢者・障がい者)対策のイメージ】



応急対応期

復旧対応期

# 要配慮者スペースについて

## 要配慮者スペースとは

### 目標

要配慮者スペースでは、避難してきた要配慮者を速やかに受け入れる環境を整備するとともに、要配慮者の支援ニーズを把握し、支援体制の構築につなげることを目標とする。

### 対象

一般の避難スペース（体育館等）で過ごすことが困難であり、主に介助が必要な高齢者・障がい者等と介助者

※区職員がヒアリングを行ったうえで、必要に応じて要配慮者スペースに案内

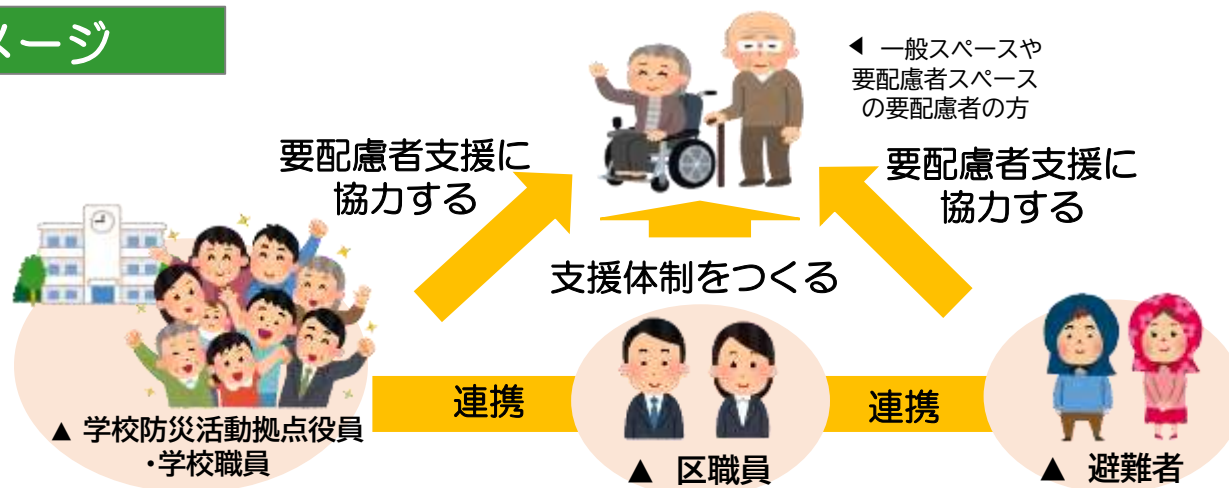
### 設置場所

学校防災活動拠点内の指定場所

### 一般スペースとの違い

要配慮者の方の負担を減らすための段ボールベッドやジョイントマットを設置  
要配慮者の特性に応じた情報の周知

## 支援のイメージ



# 個別避難計画について

## 1. 災害対策基本法

### (1) 背景

近年の災害の教訓から、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成が有効であるとして、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、区が主体となって作成することが努力義務化された。

### (2) 概要

- 対象者 避難行動要支援者
- 作成者 区が主体となって作成する。
- 内容 避難行動要支援者それぞれの避難先、避難経路、避難支援実施者等を掲載
- 活用 平素から避難支援者と計画を共有し、災害時は計画を基に避難支援する。

### (3) 国が示している作成方法

- 区が優先的に支援する計画づくり
- 本人や、本人の状況によっては、家族や地域における支援関係者等が記入する計画（「本人・地域記入の個別避難計画」）

### (4) 実効性ある計画とするために

作成にあたっては、地域防災の担い手だけでなく、要支援者の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や、地域の医療・介護・福祉などの職種団体・企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが必要である。

## 2. 区の方針

個別避難計画については、災害対策基本法の内容をふまえ、区は、避難支援の必要性が高い避難行動要支援者について、順次作成に取り組んでいく。併せて、「本人・地域記入の個別避難計画」づくりを支援する。



# 10 外国人の災害対応力強化

## ○ 外国人区民への情報発信・相談サポート体制強化

外国人区民に対して、平常時から災害の備えに係る情報提供に努めるとともに、発災時には速やかに災害情報を伝達できるようさらなる体制整備を図る。

### 1 外国人区民への主な情報発信

- ・ 各種情報発信ツールにおけるやさしい日本語の使用
- ・ 多言語通訳サービス（タブレット、電話通訳、AI通訳）の導入
- ・ 防災に関する普及啓発物及び区民安全・安心メールの多言語化
- ・ 避難道路標識の外国語表示や多言語拡声装置、翻訳機の試験導入



↑ 避難道路標識

### 2 今後の取組予定

- ・ 多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra（ボイストラ）」の導入を検討
- ・ 大田区防災ポータルへやさしい日本語の導入を検討
- ・ 避難所等に配備されている指差しシート等の改訂
- ・ 発災時における関係機関との連携及び多言語通訳サービスを介した外国人サポート体制の充実



↑ 「わが家の防災チェックブック」外国語版



## ○ 外国人区民の災害活動体制強化

外国人区民を一律に要配慮者とするのではなく、災害対応の担い手と位置付け、日頃から地域活動に参加できるよう体制を整備する。



↑令和2年度大田区総合防災訓練（風水害編）に国際都市おおた大使も避難者役として参加。

### 1 現在の取組

- ・国際都市おおた協会と災害時協力協定を締結し、現在災害時外国人支援相談窓口のマニュアルを作成している。
- ・国際都市おおた協会に登録されている災害時外国人支援ボランティアを養成している。

### 2 今後の取組予定

- ・災害時外国人支援相談窓口のマニュアルが完成次第、マニュアルの効果検証を行う。
- ・外国人区民に対する防災訓練等、外国人区民が災害への知識や対応力を身に付けるための支援を実施する。

# 11 帰宅困難者対策

## ○ 蒲田駅周辺滞留者対策推進協議会との連携

蒲田駅周辺の企業や事業所、商店街、自治会・町会、学校、防災関係機関等の全51団体が構成員となっている蒲田駅推進協議会（平成22年発足）を毎年開催、又は訓練の実施により、活動の具体化を図っている。

### ※ 令和2年度実績

#### 第1回協議会（書面会議）※8月中旬資料送付→9月末回収

会議資料  
(第1回)

会議  
レジメ

意見交換  
シート

#### 会議レジメの確認

- ①今年度の事業方針（案）を確認。特に映像資料を用いた訓練方法
- ②映像資料の画面構成と映像資料の種別を確認

#### 意見交換シートの記入→返信（メール）

- ①今年度の事業方針に対する意見・提言
- ②映像資料の制作に対する意見・提言
- ③滞留者対策全体に対する確認や意見等

## 滞留者対策訓練（目標イメージの映像制作—区職員のみ）※11月～12月



### 訓練形式での目標イメージの再現と映像資料化

- ①協議会／区／関係機関の役割を演じた訓練
- ②それぞれ単独の行動と情報連携／協働対応
- ③ナレーションやテロップを付けて映像資料化

## 第2回協議会（書面会議）※3月中旬資料送付→3月末



訓練映像

会議資料  
(第2回)

会議  
レジメ

マニュアル  
改善案

評価検証  
シート

### 訓練映像資料と会議レジメの確認

- ①訓練映像で滞留者対策の目標イメージを視聴し、会議レジメの解説で「訓練の進行」を確認
- ②訓練映像で「大田区の滞留者対策」等を確認

### マニュアル内容の確認

- ①訓練映像の基になったマニュアル改善案を確認、
- ②映像資料にできなかった滞留者対策全体の動きや協議会／区の詳細な行動を確認

### 評価検証シートの記入→返信（メール）

- ①訓練映像で再現した目標イメージの実行性評価
- ②マニュアル内容に対する意見・提言
- ③今後の滞留者対策に関する課題等の提言

# 12 被災者支援体制

## ○ 住家被害認定調査・り災証明書交付（業務戦略及び業務体制）

### 《想定業務戦略》

被害	大規模災害	中規模災害	小規模災害
申請受付	交付時	事前&交付時	事前
予備調査	実施	実施	不要
調査	ゾーニング (一括=全焼工 リア)	ゾーニング (一括=床上 1.8m以上)	ゾーン不要
交付順	地区別	地区別	一斉
交付方法	対面・郵送	対面・郵送	対面

### 《建物被害認定調査モバイルシステムを導入》

今年度、首都直下地震などの災害に備え、新たに建物被害認定調査モバイルシステムを導入しました。調査及びり災証明書発行を速やかにいき、一日でも早い被災者の生活再建の実現を目指します。今後、研修等を通じて知識の定着を図ります。

#### 1 調査データ登録の効率化

従前の紙調査票と写真データの手動登録など作業を省略化、調査データ登録の効率化・時間短縮化を実現します。

#### 2 調査方針策定の効率化

全体の調査進捗状況をリアルタイムで把握できることで、調査方針決定の迅速化を実現します。



### 調査におけるゾーニングの例

- ・一括認定ゾーン
- ・全棟調査ゾーン
- ・申請調査ゾーン



### 《発行・調査拠点》

調査・発行拠点（5拠点）	
本庁舎	
大森地区	文化の森（調査） 新井宿特別出張所（発行）
調布地区	領町特別出張所
蒲田地区	六郷特別出張所
糀谷・羽田地区	羽田特別出張所

### 《り災証明書》



# 13 災害廃棄物対策

## ○ 大田区災害廃棄物処理計画の作成（令和2年3月）

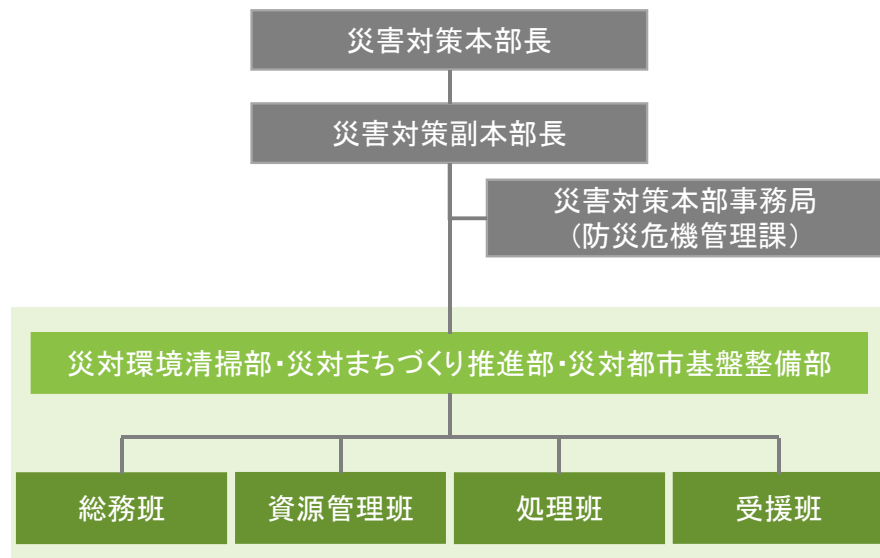
大規模地震や集中豪雨等により膨大な災害廃棄物が発生した際、早期に復旧・復興し区民の生活環境の保全・公衆衛生を確保するため、「大田区災害廃棄物処理計画」を策定した。

### 1 災害廃棄物処理の基本方針

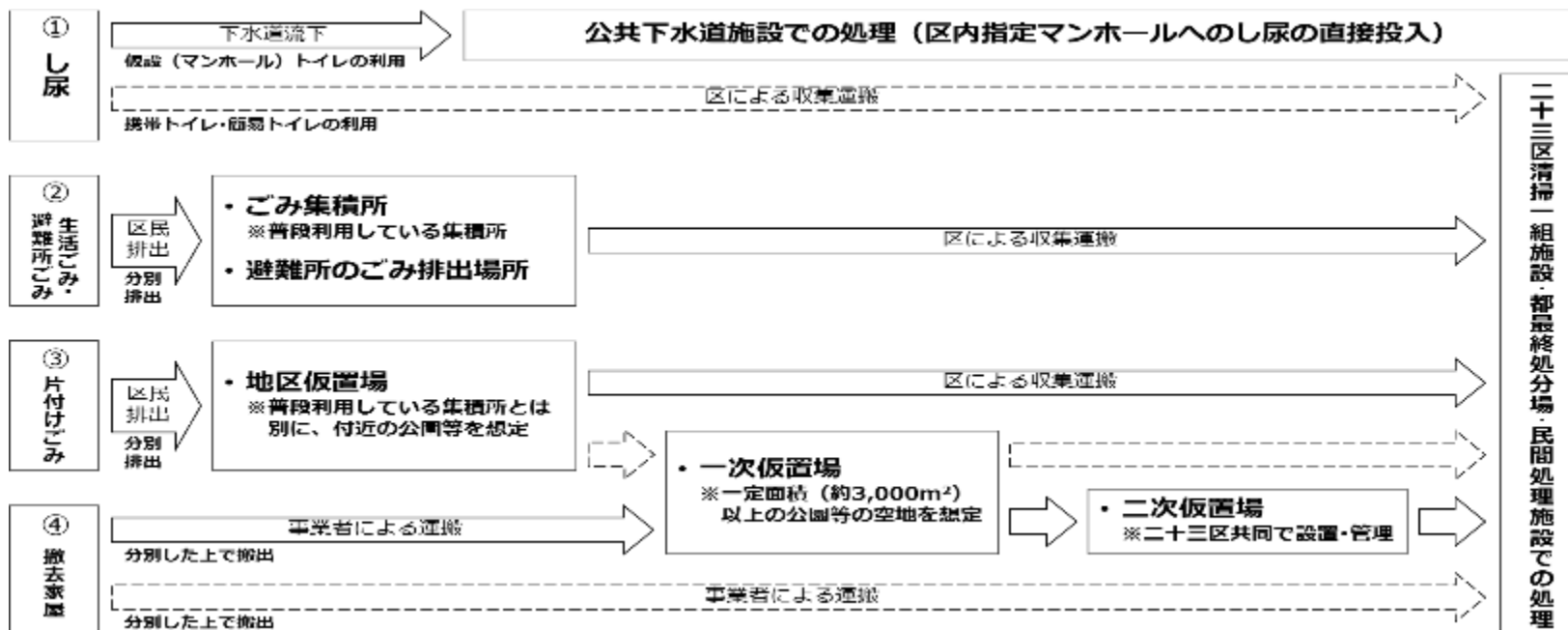
<b>① 計画的な対応・処理</b>	<b>⑤ 衛生的な処理</b>
災害廃棄物の組成及び量、既存の処理施設の能力を的確に把握し、計画的に処理を推進します。	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。
<b>② リサイクルの推進</b>	<b>⑥ 安全作業の確保</b>
徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入・搬出作業において、安全確保を徹底します。
<b>③ 迅速な対応・処理</b>	<b>⑦ 経済性に配慮した処理</b>
区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。
<b>④ 環境に配慮した処理</b>	<b>⑧ 関係機関や区民、事業者、ボランティアとの協力・連携</b>
災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。	早期の復旧・復興を図るため、関係行政機関・民間事業者等と協力・連携するとともに、区民・事業者・ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

## 2 組織体制

- ・ 総務班 | 災害廃棄物処理事業全体の総括、各主体との渉外、予算管理・国庫補助申請等を担当
- ・ 資源管理班 | 仮置場等の確保・設置・運営、資機材の管理・確保等を担当
- ・ 処理班 | 災害廃棄物の処理・処分等に係る業務、環境指導等を担当
- ・ 受援班 | 支援の受入管理・配置等を担当



## 3 処理の流れ



# 14 風水害対策

## ○ 警戒レベルと避難のタイミング

行動の目安	情報発表者	各種情報等	とるべき行動
警戒レベル 1	気象庁	台風に関する情報を発表 → 5日後までの台風の進路や強さ等の情報を発表	避難先や持ち出し品をチェック ● 天気予報（テレビ、ラジオ、インターネット） ● 気象庁のホームページ等の台風情報
警戒レベル 2		大雨・洪水注意報等発表 → 災害の恐れがある場合に発表する。	● 区の避難対策（大田区ホームページ） ● 気象情報、交通情報（テレビなど） ● 河川や海岸の水位情報（国交省、東京都）
警戒レベル 3	大田区	「高齢者等避難」を発令 → 高齢者等の避難に時間を要する人は、水平避難を開始する。	高齢者等は避難 ● 避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児など）とその支援者は避難を始める。 ● 浸水が想定される場所に住んでいる人は、避難しやすい服装に着替える。
警戒レベル 4		「避難指示」を発令 → 避難対象地域の人には避難（水平避難／垂直避難）する。	全員避難 ● 避難対象地域の人には水平避難を始める。 ● 避難に時間を要する人は、避難を完了する。 大田区が暴風県内に入る前に水平避難完了
警戒レベル 5		「緊急安全確保」を発令 → 既に災害が発生しているため命を守る最善の行動をとる。	命を守る最善の行動 ● 即ぎに近隣の建物で浸水しない高さの部屋に避難する⇒垂直避難 ● 土砂災害の危険のある建物は、がけや斜面と反対側にある2階以上の部屋に避難する。

## ○ 警戒レベルの見直し

災害対策基本法の一部改正による警戒レベルの見直しに伴い、大田区における避難情報発令基準についても一部見直しを行った。（下線部箇所）

※水位はA.P. (m)

警戒レベル	多摩川の氾濫	呑川等の氾濫	高潮	土砂災害
警戒レベル5 緊急安全確保	<u>氾濫発生情報等</u>	氾濫発生情報及び 氾濫発生水位以上 (呑川 7.22m) (丸子川10.93m)	高潮氾濫発生情報等 ( <u>高潮特別警戒水位</u> 3.6m)	大雨特別警報 (土砂災害) 等
警戒レベル4 避難指示	氾濫危険情報 (田園調布(上) 水位 8.40m以上)	洪水警報及び 氾濫危険水位以上 (呑川 5.82m) (丸子川10.63m)	高潮警報 <u>高潮特別警報</u>	土砂災害警戒情報、 <u>大雨警報(土砂災害)</u> の危険度分布 (薄紫・非常に危険)
警戒レベル3 高齢者等避難	氾濫警戒情報 (田園調布(上) 水位 7.60m以上)	洪水警報の発表に加え、 観測点の水が急激な上 昇により氾濫危険水位 に達する見込み	高潮注意報 (警報の見込み)	大雨警報(土砂災害)、 <u>大雨警報(土砂災害)</u> の危険度分布(赤・警 戒)



## ○ 水防指揮本部態勢から災害対策本部態勢への移行

区内の広い地域に警戒レベル3以上を発令する場合等はすべての水害時緊急避難場所等を開設することから、水防指揮本部態勢から災害対策本部態勢へ移行する判断基準や各々の対応の考え方を明確にした。

### 水防指揮本部態勢下の避難対応（部分的避難）

水防指揮本部態勢：都市基盤整備部長を本部長とし、水防関係部局で構成

突発的な集中豪雨等により、区内の一部の地域に浸水被害や土砂災害等の発生が予測される場合、浸水（想定）範囲や被害状況等を踏まえて一部の避難施設を開設し、避難の呼びかけを行う。



移行判断基準

多摩川浸水想定区域、高潮浸水想定区域、呑川等の中小河川浸水想定区域等区内の広い範囲に警戒レベルを発令する必要性が生じた場合等。

### 災害本部態勢下の避難対応（全区的避難）

災害対策本部態勢：区長を本部長とし全庁的部局及び関係機関で構成

大型台風や大雨の発生に伴う河川の増水や高潮等による広域的な浸水が予測される場合、災害対策本部を立ち上げ、本部長の決定に基づき避難施設を開設するとともに、区内全域に避難の呼びかけを行う。

## ○ 治水対策

令和元年東日本台風（台風第19号）により発生した浸水被害を受けて、水防活動態勢を強化すべく、資機材の追加配備や新たな水防活動拠点の整備を進めている。

### 令和2年度実績（主な取組）

#### 1 土のう置き場拡充

田園調布地区に3か所増設



#### 2 排水ポンプ車の購入

排水ポンプ車を追加配備



#### 3 水防資器材の拡充

土のうや投光器などの資器材の拡充

#### 4 上沼部樋管設備改修工事

配管工事及び箱型スクリーンの設置

## 令和3年度の取組

### 1 (仮称) 仲六郷水防資機材センターの開設

水防活動の資機材拠点として、土のうの作成や水防資機材の備蓄・搬出が行えるとともに、悪天候でも24時間活動可能な施設の整備を進めている。

平時は地域の防災訓練等、地域防災力の強化に役立てる。



### 2 (仮称) 田園調布水防センター建設工事

令和元年東日本台風（台風第19号）で浸水被害のあった田園調布地区における対策として、上沼部排水樋門の閉鎖後にも継続的な排水活動に対応できるよう、排水ポンプの遠隔操作盤や非常用電源などの設備を有する水防活動期施設を建設する。

(イメージ図)

